

# グループホームやたの 料金表

要介護区分		要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
保険給付 (1割負担分)	介護サービス費 (短期入所)	¥743 (¥771)	¥747 (¥775)	¥782 (¥811)	¥806 (¥835)	¥822 (¥851)	¥838 (¥867)
	医療連携体制加算	¥39					
	サービス提供体制強化加算Ⅰイ	¥18					
	口腔衛生管理体制加算	¥30					
	30日分	¥22,860	¥24,150	¥25,200	¥25,920	¥26,400	¥26,880
保険外給付	家賃相当額 (水道光熱費含む)	¥45000/月 途中入退居・短期利用の場合は ¥1,500/日					
	食費	1日 ¥1,000 30日 ¥30,000 短期利用の場合 朝食 ¥200 昼食 ¥350 夕食 ¥350 おやつ代 ¥100					
合計(30日分)		¥97,860	¥99,150	¥100,200	¥100,920	¥101,400	¥101,880

- ※ 初期加算…30円/日 入居日から30日間加算されます。
- ※ 医療連携体制加算…グループホームの職員として又は訪問看護ステーション等との契約により看護師を1名以上配置し、24時間連絡可能な体制としており、利用者が重度化し、看取りの必要が生じた場合等における対応の指針を定めて、入居の際に利用者又は、家族等への説明・同意を行っているなど、健康管理・医療連携体制を強化している場合に加算されます。
- ※ 認知症専門ケア加算…次のいずれかに該当する場合に加算されます。
  - Ⅰ…3円/日 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者について、認知症介護について一定の経験を有し、国や自治体の実施又は指定する認知症ケアに関する専門研修を修了した者が介護サービスを提供している場合に加算されます。
  - Ⅱ…4円/日 認知症生活自立度Ⅲ以上の利用者について、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施している場合に加算されます。
- ※ サービス提供体制強化加算…次のいずれかに該当する場合に加算されます。
  - Ⅰイ…18円/日 看護・介護職員の総数のうち、介護福祉士が60%以上配置されている場合に算定されます。
  - Ⅰロ…12円/日 看護・介護職員の総数のうち、介護福祉士が50%以上配置されている場合に算定されます。
  - Ⅱ…6円/日 看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の割合が100分の75以上である場合に算定されます。
  - Ⅲ…6円/日 看護・介護職員の総数のうち、3年以上の勤続年数のあるものが30%以上配置されている場合に算定されます。
- ※ 口腔衛生管理体制加算…30円/月 歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士により毎月介護職員に対して口腔ケアに係る技術的助言及び指導をする場合に加算されます。
- ※ 退居時相談援助加算…400円/回 退居する利用者が自宅や地域での生活を継続できるように相談援助する場合に加算されます。
- ※ 看取り加算…144円/日 死亡日以前4日以上30日以下を上限に加算されます。
  - 680円/日 死亡日の前日及び前々日に加算されます。
  - 1,280円/日 死亡日に加算されます。
- ※ 夜間支援体制加算…25円/日 夜勤を行う介護従業者及び宿直勤務に当たる者の合計数が、共同生活住居の数に1を加えた数以上である場合に加算されます。
- ※ 介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇改善を目的とし介護サービス費、各種加算費の合計に加算されます。(加算率11.1%)